



南アルプス

市議会だより

No.53

第2回6月定例市議会

平成28年8月8日発行



南アルプス開山祭 (平成28年6月25日)

南アルプス山脈の開山祭で、登山基地として有名な広河原で登山の安全祈願を行うイベントです。南アルプス先駆者の偉業への感謝の意と入山者の安全登山を祈念して、献花や「蔓はらい」のセレモニーとともに開山されます。(案内役となり蔓をはらっているのは、小池伸吾 産業土木常任委員会 副委員長)

主な内容

- P 2 補正予算概要、議決結果等一覧表
- P 3 工事入札調査特別委員会 委員長報告
- P 4～ 各常任委員会委員長報告
- P 7～ 代表質問 (6会派)
- P13～ 一般質問 (6議員)
- P16～ 政務活動報告 (創政クラブ未来・公明党)
- P18 平成27年度議長交際費支出状況、政務活動費の収支
- P19 平成27年度視察受入状況、市民と議員との懇談会
- P20 お知らせ／編集後記

第3回定例会の会期予定

- 9月 2日……………本会議(初日)
- 8日……………代表・一般質問
- 9日……………一般質問
- 12日～21日……………各常任委員会等
- 28日……………本会議(最終日)

みなさんの傍聴をお待ちしています!

※詳しくは市ホームページをご覧ください

■ 一般会計補正予算 2億5,437万円を可決

平成28年第2回定例会が、5月30日から6月23日までの25日間にわたって開催されました。

今定例会には、条例案7件、補正予算案3件、契約案2件、規約の変更案1件、市道路線に関する案3件、財産の取得案1件、専決処分の承認案3件、人事案1件の合計21件が提出されました。

一般会計補正予算額は、2億5,437万円であり「ふるさと納税事業」「結婚新生活支援事業」「南アルプスブランド戦略事業」「庁舎整備事業」等が計上さ

れました。

また、国民健康保険特別会計補正予算では「保険者療養給付費」および「高額療養費」の増額に伴い、8,880万2,000円が計上されました。

芦安農業集落排水事業特別会計補正予算では「清流の里クリーンセンターにある汚水処理装置修繕費」として、210万6,000円が計上されました。

また、議員提出議案4件を審議し、賛成少数で否決されました。

平成28年 第2回定例会の議案に対する 議決結果等一覧表

起立採決を行った議案	河西	矢崎	早田	名取	小池	中込	飯野	穴水	斉藤	清水	齊藤	河野	花輪	西野	小林	清水	向山	名取	浅野	深澤	審議結果
	正廣	俊秀	記史	泰	伸吾	恵子	久	広	論	重仁	博明	綿子	進	浩蔵	敏徳	実	敏宏	常雄	伸二	米男	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について			×	×																	○
国民健康保険税条例の一部改正について			×	×																	○
平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）			×	×																	○
出頭拒否に対する告発について		×	×	×	×		×		×	×	×	×		×		×	×			×	×
出頭拒否に対する告発について		×	×	×	×		×		×	×	×	×		×		×	×				×
出頭拒否に対する告発について		×	×	×	×		×		×	×	×	×		×		×	×			×	×
出頭拒否に対する告発について		×	×	×	×		×		×	×	×	×		×		×	×			×	×
「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書	×				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

1. 石川 壽議長は除いています。
2. 議案等に反対した場合のみ「×」印で表示します。
3. 審議結果の「○」印は可決（採択）、「×」印は否決（不採択）したことを意味します。

異議なく全会一致で可決された議案等	
条例の一部改正	市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について／市営住宅条例の一部改正について／市立学校給食センター条例の一部改正について／市立図書館条例の一部改正について／御勅使川入旧三十六ヶ村入会山恩賜県有財産保護組規約の一部変更について／特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
平成28年度補正予算	平成28年度一般会計補正予算（第2号）／平成28年度芦安農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
その他	個別外部監査契約に基づく監査について／個別外部監査契約の締結について／市道路線の認定について／市道路線の変更について／市道路線の廃止について／財産の取得（小型動力ポンプ付水槽車）について／工事入札に関する調査について
承認	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて／税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて／国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
同意	公平委員会委員の選任について

■ 工事入札調査特別委員会委員長報告

6月23日の本会議において、平成27年10月より調査が行われてきました、「工事入札調査特別委員会（委員長：小林敏徳）」より最終委員長報告が行われました。

報告内容については、以下のとおりです。

調査特別委員会は、「新学校給食センター工事に係る入札について疑義がある」と公平、公正な市政を望む市民有志より投書があり、それに基づき、平成27年9月定例会において賛成多数で「工事入札調査特別委員会」が設置されました。調査趣旨は、

- (1) 新学校給食センター工事に係る入札に対する不透明な事項について
- (2) 一般競争入札業務に関する民間人の介入による疑義について

事実関係の解明、並びに今後において同様の疑義の再発を防止する方途を示すことでした。調査趣旨から「秘密会」での開催を議決し、調査特別委員会は、平成27年10月8日から平成28年5月17日まで計17回開催され、11名の証人の出頭要請を行いました。実際、出頭された方は、7名であり残り4名については、正当な理由がなく出頭拒否致しました。

この出頭拒否により調査特別委員会の調査は停滞致しました。出頭拒否によりこれ以上の調査が進まないと判断し、5月17日に調査特別委員会を開き、正当な理由がなく出頭拒否した4名については地方自治法において、「出頭要求を受けた選挙人その他の関係人が、正当な理由がないのに100条調査特別委員会に出頭せず、法第100条第3項の規定に触れるものと認められるときは、同条第9項の規定に基づいて告発しなければならない」と定められているため、出頭拒否した4名の告発について、採決を行い、賛成多数で告発をすることといたしました。6月定例会最終日に調査特別委員会は4名の出頭拒否による告発について、議案提出致しましたが賛成少数で否決されました。

今回の工事入札調査特別委員会の調査趣旨である2点の疑義および疑義に対しての提言については、

(1) 入札についての疑義について

① 指名選考委員会の公正メンバー変更の疑義について

不要な疑いを避けるために、明確な理由を指名選考委員会全員に伝えるべきである。

② 事後審査条件付一般競争入札についての疑義について

事後審査型入札であっても、本質的な部分でどういった資格審査が必要なのか、市としてのマニュアル等の整備を求めた。

③ 指名停止等措置要領の遵守についての疑義について

諸事情を鑑みての対応とのことであるが、要領を

定めてある以上は、要領に従い、適正に処理をおこなうことが公平公正な処置である。

④ 入札条件に対する疑義について

入札の条件が随時変われば、官製談合などを疑われる場合もある。内規等で入札条件の変更についてもルールを取り決めておくべきである。

(2) 一般競争入札業務に関する民間人の介入の疑義について

11名の証人の内7名の証言は得ることができたが、出頭拒否により4名の証言は得られなかったため、以下の事項について事実確認ができなかった。

① 入札に関するG証人からは、

a. 技術員がいないのにどうして入札に参加したか。

② 7月14、15日の両日にわたって来庁したH証人とI証人からは、

a. 職員に対して大声で「クビだ、辞表を書け」と言って威圧行為を行ったことの真意は何か。

b. すでに決まっている第2構成員の点数を下げるように依頼したか。

c. 本当にK証人の命令を受けてきたのか。

③ K証人には、来庁したH証人、I証人に対して、

a. 2名の方に本当に命令したか。

出頭した7名の証言から得られた事項2点について、今後同様なことが2度とおこらないようにするための取り組みとして、

(1) 民間人の強要等への対応について

今後とも考えられるので、必要な場合には法的対処もできるよう、発言の録音を行うなどの対応を定めたマニュアルの整備を求める。

(2) 社会的立場の者の同行について

社会的立場のある者として、誤解の起こらぬよう、軽率な行動は慎むべきである。

調査特別委員会を設置し、調査を進めていくなかで、一部の方の証言しか得ることができなかった事は非常に残念であった。本来ならば疑義解明のため11名全ての方の証言を聞く中で、調査を進め全ての解明を行うことが責務であり、議会に与えられた唯一の調査権の行使であったが、出頭要請に対して正当な理由がなく、出頭拒否により、証言を得る機会すらもなかったことはとても残念である。

「調査特別委員会としては、しっかり調査する中で今後このような疑義が生じないように、事実確認をはっきり把握し、また調査趣旨にもある再発防止のための要項等の制定を提言」し調査報告にまとめました。

以上で工事入札調査特別委員会を終了いたします。

■ 常任委員会 委員長報告

総務常任委員会

= 条例 =

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

Q 個人番号の利用に関して、情報の照会や提供の範囲を定めた条例改正は以前にも審査したが、今回の改正はどこが違うか。

A 前は国の法定事務にかかわるものを規定していたが、今回は市の独自事務にかかわるものを追加し、その利用範囲を規定したものとなっている。

反対討論 利用範囲を広げることは、危険度を高めるため反対。

採 決 賛成多数で原案のとおり可決。

= 予算関係 =

○平成28年度一般会計補正予算（2号）

Q 補正予算の財源の内、公共施設再配置計画に基づく事業に対して、合併特例債を活用する事業とそうでない事業があるが、その基準は。

A 総合管理計画に基づくものであれば、建物の解体・除去などの実施設計業務の経費にも合併特例債を活用できる。今回の補正予算中、これに該当する事業であっても事業費が小額であることから、特例債によらず一般財源で対応をしているものがある。

Q 6次化拠点整備室が所管する「6次化拠点整備事業」について、検証委員会と検討委員会との審議事項の違いは。

A 検証委員会は、事業の企画段階から破産に至るまでを一連の流れの中で検証し、これを明らかにするものである。6次化拠点については、再建する方針であり、今後、検討委員会を設置し、整備方針を検討していくこととしている。このため、同じような失敗を繰り返さないために、明らかになった問題点等を教訓に協議してもらうことになる。検証委員会はこれまでの事業内容を検証する事が目的であり、その結果を検討委員会

につなげ、検討してもらうこととなる。検証委員会において再建に向けての検討を行うものではない。

Q 政策推進課が所管する「ふるさと納税事業」について、本市のふるさと納税に対する基本的な考えは。

A ふるさと納税で地域の特産品を返礼品として送り、広告宣伝費をかけずに地元特産品をピーアールできる。さらに地元特産品の認知向上と併せて売上げに貢献できるため、地域の活性化に繋がると考える。

●寄付金の用途

南アルプス市を愛し、応援いただける方から広く寄附金を募っています。寄附金については、寄附者の南アルプス市に対する思いを実現化するため、「ふるさと愛」を5つのコースに分け、選択していただいたまちづくり事業に活用されます。

1. 南アルプス“やまなみ”コース

南アルプスのユネスコエコパークの活動、野生鳥獣の管理、里山の整備など

2. 南アルプス“にぎわい”コース

商工業の振興、農業の振興、観光の振興など

3. 南アルプス“ふるさと”コース

道路網の整備、治水対策、上下水道の整備など

4. 南アルプス“ふれあい”コース

福祉の充実、健康づくり、子育て支援など

5. 南アルプス“わんぱく”コース

学校教育の充実、青少年の健全育成など

使途の指定がない場合

使途の指定がない場合は、南アルプス市が実施している事業の費用に充当させていただきます。

= その他 =

○財産の取得（小型動力ポンプ付水槽車）について

Q 現在の車両と比較して消防活動における違いは。

A 現在の車両は、4tシャーシで、積載水は2,800ℓだが、取得を予定している車両は5.5t級で積載水が3,000ℓとなり、放水可能時間もこれまでよりも延び、約15分間可能となる。

当委員会に付託された4案件の審査結果

条例の一部改正案、補正予算案、財産の取得について、慎重審査した結果、原案のとおり可決するものと決しました。

厚生文教常任委員会

=条例=

○市立学校給食センター条例の一部改正について

Q 北部・南部という名称で、2学期からのスタートとなるが、今後、夢のある名称を児童・生徒から公募するなど、検討していく考えは。

A 北部・南部は合意を得られやすい名称であるが、児童生徒からの要望があれば、夢のある給食センターの名称を検討していく。

○市立図書館条例の一部改正について

Q 中央図書館の休館日は、祝日の無い月は資料を整理する日のみか。

A 中央図書館の休館日は、祝日の翌日のみ休館。月末の館内整理日以外は、市内図書館が一斉に休むことは無い。

=予算関係=

○平成28年度一般会計補正予算（第2号）

Q 介護福祉課が所管する「櫛形社会福祉会館（福祉センター）管理運営事業」について、この施設の活用について詳しい説明がなかったがどのような経過か。

A 櫛形社会福祉会館（福祉センター）は、昭和43年の建築物である。今現在、直営であるが、住民投票結果により庁舎増改築案となったため、旧櫛形中央公民館であった西別館が継続して市庁舎として使用されることになったため、櫛形社会福祉会館を中央公民館の代替として使用していくための耐震診断になる。

Q みんなでまちづくり推進課が所管している「《新規》結婚新生活支援事業」について、1世帯18万円が上限とのことだが、引越し費用のみでも適用となるか。

A 引越し費用のみでも対象となる。住居費と引越し費用を合算して上限額を18万円まで交付する。

Q 同事業において、新婚であれば年齢は関係無いか。

A 少子化対策の強化を目的に実施するので夫婦合わせて90歳以下であることが条件となる。

南アルプス市 結婚新生活支援事業

新婚世帯で要件に該当する場合、住居費及び引越費用の補助を受けることができます。



<対象世帯>

○平成28年7月1日から平成29年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯であること

○婚姻日現在において夫婦の満年齢の合計が90歳以下であること

○対象となる住居が南アルプス市にあり、その住居に新婚世帯の住民票があること

○新婚世帯の平成27年分の所得の合計が300万円未満であること

※貸与型奨学金を返済している場合は年間返済額を所得から控除できます。

※婚姻を機に双方又は片方が離職又は転職している場合は転職・離職した月の翌月の月収から換算した所得となります。

○市町村民税の滞納がないこと

<補助対象期間>

平成28年4月1日から平成29年2月28日

※補助対象期間にかかった経費のみ対象となります。

当委員会に付託された6案件の審査結果

○国民健康保険税条例の一部改正について

○国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

反対討論 市民の暮らしや経済的負担の大きさを考えると、国民健康保険税の値上げを認めるわけにはいかないため反対。

採 決 賛成多数で原案のとおり可決。

○「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書について

歯科医療に関しては、治療の原因の多くは自己責任であり、保険適用を拡大すると将来の保険制度に関わるとの意見等があり、起立採決を行った結果、賛成少数で不採択。

その他の条例の一部改正案、補正予算案については、慎重審査した結果、原案のとおり可決するものと決しました。

■ 常任委員会 委員長報告

産業土木常任委員会

= 予算関係 =

○平成28年度一般会計補正予算（第2号）

Q 農業振興課が所管する「南アルプスブランド戦略事業」について、「氷感庫」で保存する「シャインマスカット」の選別基準は。

A JAこま野が選別することになるが、糖度15度以上、大きさは、2L以上の基準になるのではないかと考えている。

Q 観光商工課が所管する「櫛形山環境保全事業」について、アヤメ平周辺の木道設置の事業は、平成26年度から継続されているが、今年度で終了となるか。

A 現在193m整備済みであり、さらに78m整備する計画である。今年度で、いったん終了となる。



防鹿ネット内のアヤメ（H.28年6月撮影）

Q 現在、櫛形山のアヤメの生育状況は。

A アヤメは保全対策への取り組み当初から比べると1割～2割程度ではあるが増えている。

【要望】

アヤメの保全対策への取り組みは、環境保全に非常に有効な事業なので、ぜひ、継続してほしい。

Q 道路整備課が所管する「道路新設改良事業」について、「山寺41・44号線の新設工事」は、なぜ当初予算に計上しなかったか。

A 合併前から要望はあったが、地権者の同意が得られず、これまで着工できなかった。この度、地権者の同意が得られたので、要望書が

提出されたが、すでに新年度の予算要求時期を経過していたため、今回、補正予算で計上することとなった。

Q 同事業において、歩道設置という重要な課題の中で、現在まで工事着手できなかった理由は。

A 県道や一級河川もあり、河川を渡る際の「縦断勾配」についても現状との相違が出てくる。また、県道への接続により大型の交差点も必要となってしまふなど、懸案事項の解決に年数がかかっている。そのため、今回の予算計上は、先行取得している部分についての実施である。

Q 同事業において、歩道の位置は、安全面を考えると、人家に近い方への設置が好ましいと思うが考えは。

A 計画と反対側へ歩道設置をする場合は、新たに側溝を設置するなどの課題もあり、今回の計画とした。

Q 同事業において、今回の工事個所の延長部分については、地権者の同意は得られる見通しか。

A 大変厳しい状況ではあるが、今後も努力していく。

○御勅使川入旧三十六ヶ村入会山恩賜県有財産保護組規約の一部変更について

Q 今回の一部改正は、人数が減となる箇所のみでの改正との理解で良いか。

A 定数を減少する箇所のみの変更である。

当委員会に付託された4案件の審査結果

建築住宅課所管の「市営住宅条例の一部改正について」委員派遣により現地確認を行いました。

条例の一部改正案、補正予算案、規約の一部改正案、市道路線の認定案、変更案、廃止案について、慎重審査した結果、原案のとおり可決するものと決しました。



給食時におけるアレルギー対応について

Q 食物アレルギーに対応していくうえで、本市小中学校の給食に関する教育委員会の基本的な考え方、および取り組み方針は。

A 学校給食は、適切な栄養摂取による健康の保持増進や、健全な食生活を営む判断力や望ましい食習慣を身に付ける機会と考えており、食物アレルギーを持つ児童生徒に対しても、同様に対応している。

平成24年12月、東京都調布市での食物アレルギー死亡事故の発生を受け、本市でも「学校におけるアレルギー対応マニュアル」を作成した。

また、食物アレルギーをもつ児童生徒と保護者に対し、個人面談を実施し、保護者、学校共通理解のもと学校給食でのアレルギー対応に努めている。一人ひとりの症状を正しく把握し、アレルギー対応給食を実施していく考えである。

Q 平成27年4月に作成された「学校におけるアレルギー対応マニュアル」の位置づけと評価、および食物アレルギー対応委員会の設置状況は。

A 市内すべての学校給食施設において、マニュアルに基づきアレルギー対応を実施している。マニュアル策定後、各学校、給食施設において、適切に運用されている。

また、市内すべての学校に、学校長を中心とした「校内アレルギー対応委員会」を設置している。保護者との面談を通じ、児童生徒一人ひとりの状況に応じた取り組みプランを作成、決定している。

Q 保育所におけるアレルギー対応について、教育委員会と保健福祉部との連携状況、および独自指針の有無は。

A 教育委員会が作成した「学校におけるアレルギー対応マニュアル」に基づき、様式を保育所に作り替え、各保育所が共通認識を持って取り組んでいる。献立についても、対象児童一人ひとりに見合った献立を作成し、給食を提供している。アレルギー対象食材の除去や代替食材を用いることになるが、これも保護者に毎月確認している。また、アレルギー体質等、児童の重要な情報については、小学校入学時に保育所から教育委員会に確実に伝達を行っている。

Q 継続的な研修の実施、および専門的に相談できる体制の構築についての現況は。

A 食物アレルギーによるショック症状を発症する恐れのある児童生徒が在籍している学校には、緊急対応の研修を行なっている。

また、養護教諭、栄養士等は、毎年県で開催されるアレルギー研修会に参加している。今後も、継続して実施する考えである。さらに、現在、県内では、食物アレルギーの専門医が少なく、専門医による相談体制は確立されていない状況であり、個々の自治体で対応することは難しいため、今後、他の自治体と連携し、相談体制づくりができるよう県に働きかけたいと考えている。



アレルギー専用室を設け、対応を行っていく南部学校給食センター

■その他の質問■

○南アルプス市版「障がい者千人雇用事業」への挑戦について



南アルプスクラインガルテン事業について

Q 南アルプスクラインガルテン事業の用地選定、規模等進捗状況は。

A 南アルプスクラインガルテン事業については、遊休農地の解消、地域の活性化および交流人口の増加等を目的として、現在、中野・湯沢地区において、30区画の管理運営を行っている。新たな候補地として、中野・上野・上宮地・曲輪田・築山地区等の補助事業の対象となる中山間地域を中心に検討している。

また、規模や区画数については、候補地の面積等を勘案し算出することになる。早急に候補地選定のための調査を進めていきたいと考えている。



新たな候補地の選定を進める南アルプスクラインガルテン
(写真：中野地区)

Q 中山間地以外の市内の遊休農地、耕作放棄地をクライナガルテン用地として検討できるか。

A 国の補助事業の採択を受けるためには、事業要件である指定された中山間地域でなければ該当にならないが、補助対象外の地域についても、地域の活性化や遊休農地解消対策にもなり、中山間地域と比べ、造成費の軽減にも繋がることから検討することも可能であると考えている。

■その他の質問■

○介護ボランティアポイント付与制度について

狭あい道路の解消について

Q 市内の4m以下のいわゆる「狭あい道路」の解消をどのように考え、取り組んでいくか。

A 本市の市道認定の総延長は、874kmあり、その内、4m未満の舗装済み認定延長は、484kmである。

4m未満の道路についても、生活環境の改善や防災面の向上からも道路整備プログラムに基づいた路線や地域要望等により、用地買収が伴う道路整備を105路線、実施している。用地買収を伴わない側溝に甲蓋を掛け、道路として利用できるようにするなど、改良事業や維持補修事業により順次実施している。

なお、道路拡幅や路肩改良事業の採択については、沿道地権者の同意が第一であり、緊急性や必要性など地域と十分調整し、補助事業等の導入の検討を行い、計画的に整備を実施していく考えである。

Q 建築基準法第42条第2項道路のセットバックの指導、徹底をどのように行っているか。

A 建築基準法では、原則として幅員が4m以上ないと道路として認められないが、幅員4m未満であっても、法施行前から使われていた既存道路で、県が道路として指定したものは、道路とみなされ、建築物を建てる事が可能となる。建築基準法第42条第2項道路の指定及びセットバックの指導については、県で行っている。また、セットバックした土地が適正に管理されていない場合も、建築基準法第9条第1項の規定に基づき、違反建築物に対しての指導を、中北建設事務所が主体となり、市と連携して対応している。



熊本地震の教訓をいかした災害対策について

Q 本市の地域防災計画で示されている避難場所の定義の内、「一時避難場所」について、市はすべて把握しているか。

A 一時避難場所は、自主防災会ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所であり、安全が確保できる「空き地」「公園」「公民館敷地」や「駐車場」等、地域でそれぞれ選定している。

選定している一時避難場所には、毎年、年度初めに自主防災会ごとに届出をお願いしているが、把握できているのは8割程度の状況である。

今後、総合防災訓練で行う安否確認等と併せ、全ての一時避難場所の確認に努めていきたい。

Q 市の地域防災計画で示されている「福祉避難所」について、その現状と課題についてどのように評価・検討しているか。

A 現在、民間の高齢者、障がい者施設の管理者との協定により、指定を行っている福祉避難所は、特別擁護老人ホーム白根聖明園や県立育精福祉センターなど20施設となっている。

20カ所の福祉避難所では、受け入れ態勢が十分とは言えないので、更に民間事業者等との協定を推進したいと考えている。また、市民にも福祉避難所はどのような避難所なのか、併せて立地場所も周知していきたい。実際の災害を想定した避難所開設・運営訓練も重要であり、福祉避難所と連携した訓練の実施についても、検討していきたいと考えている。

■その他の質問■

○子ども医療費助成について

国民健康保険税について

Q 市民のくらしや、経済的負担の大変さを考え、国民健康保険税の値上げを行なわないよう求めるがどうか。

A 国民健康保険制度の現状は、高齢者の加入割合が高く、近年の医療の高度化、新薬の開発などにより、医療費は増加し続けている。一方、加入者の減少や、所得の低い世帯の加入割合が高いことから、保険税の収納額は減少の傾向にある。

医療費負担の主な財源は、国や県、市の法定に基づく公費負担と被保険者の方の国民健康保険税で賄われているが、本市では、この4年間、保険税率を据え置いてきた。現状、県内13市の「一人当たりの調定額」では2番目に低い状況にある。

しかし、平成25年度以降、単年度収支は赤字の状態が続き、平成27年度からは財政調整基金を繰り入れなければ、運営できない状況となっている。平成27年度から国の財政支援を国民健康保険特別会計に繰り入れているが、これを含めても歳出総額を賄うことができない見通しである。

今回の国民健康保険税の改定は、平成29年度までの国民健康保険財政を見通す中で、必要最低限の見直しを行う案としている。

農家への国保税値上げの影響

農業所得	国保税額 (改正前)	国保税額 (改正後)	値上げ分 (年間)
50万円 5割軽減対象	62,700円	64,900円	+2,200円
100万円 2割軽減対象	132,900円	140,400円	+7,500円
150万円 軽減なし	193,200円	205,900円	+12,700円
200万円 軽減なし	234,000円	251,700円	+17,700円
250万円 軽減なし	274,700円	297,400円	+22,700円

夫婦2人世帯、ともに前期高齢者（65歳以上75歳未満）の場合



熊本地震を受けての本市の災害対策について

Q この地域は災害が少ないといわれているが、過去には100年から150年おきに、マグニチュード8クラスの地震災害を受けている。地震、噴火、土石流などが複合的に起こることも想定して、一人ひとりが被害を減らす備えを行い、いざという時に自主防災組織をきちんと機能させるための、市としてのアクションプランを構築する考えがあるか。

A 本市では、現在、自主防災会など地域防災力の強化を重点目標に掲げ災害に強いまちづくりを進めている。県の「中北地域防災アクションプラン」の中で、本市も策定し、各市町等の取り組み状況について、毎年報告会等を行い、相互の連携にも努めている。「自主防災組織の育成」「活動マニュアルの整備・見直し」「防災リーダーの育成」等、6項目を掲げ、各事業を推進している。平成25年度より防災リーダーの養成を進め、現在134名が終了され、今後も全ての自主防災会への配置と複数年のサービスをお願いしている。本市には、127の自主防災会が組織されているが、平時の取り組みや活動に温度差があり、課題であると考えている。災害時に自主防災組織が機能していくよう、防災リーダーの養成や育成を継続すると共に、避難所開設運営訓練や災害ボランティアセンター設置・運営訓練等においても積極的に地域を巻き込んだ訓練として実施出来るよう、推進する。



災害時に備え、継続的な取り組みを行っている防災リーダー研修

また、防災専門官を中心に各自主防災会や市民の防災対策についての相談や講習にも出向いている。災害時、自主的に活動できる自主防災会となっていていただくよう、強力な支援に努めていく考えである。

市庁舎整備について

Q 議員説明会の市庁舎整備テーマ別内容資料に、「基本計画で検討」「困難だが検討」の項目は、基本構想10億2千万円という予算ではできない内容と受け取れる。庁舎整備を実施するにあたり、住民投票での争点であったこと、また3月定例会での市長答弁等から、当然、10億2千万円で執行されるべきだが、ご所見は。

A 平成28年3月に策定した「庁舎整備基本構想」は、費用対効果を重視し、最低限必要な整備の概算経費を算定し、取捨選択する中で策定した。「基本計画で検討」とした整備は、地区説明会でのご意見やパブリックコメントの中から、実行性が高く一定の効果が期待できるもの、また、将来的なランニングコスト削減で初期投資の回収が見込めるとの本市建築家協会の専門的見地を加えた。「困難だが検討」については、非常にコストが掛かり、工期への影響が懸念される等、様々な要因があるが、市民の皆様からの大切なご意見なので、継続的検討が必要と考える。基本構想で示した整備の方向性と事業費は堅持しながら、より有効であると判断できる場合には、整備内容を変更することも必要と考える。

■その他の質問■

- 6次化拠点施設の再開について
- 行政の継続性について



震災対策について

Q 熊本県熊本地方に震度7の地震が発生し多くの家屋が倒壊した。丈夫であるはずの役場も熊本城も被害を受けた。もし、本市にも同じような震災が発生した場合に現状の建物を増改築するだけで、本庁舎も西別館も震度7に耐えられるだけの強度が保証されるか。

A 熊本地震により倒壊した家屋や公共施設のほとんどは、昭和56年に建築基準法が改正される前の、いわゆる旧耐震基準に基づき造られたものであるといわれている。

一方、本市の本庁舎および西別館は、すでにIs値が0.7を超えており、現行の新耐震基準と比較しても、十分な耐震性能を持っている。さらに今回の庁舎整備の中では、本庁舎と西別館をいずれも耐震補強し、消防庁が地方自治体の防災拠点に求めているIs値0.75以上の新しい基準を満たす予定である。また、増築する耐震棟は、国が所管する中核的防災拠点に求められるものと同様のIs値0.9以上の耐震性能にしたいと考えている。

今回の熊本地震では震度7級の揺れが28時間という観測史上初の短い間隔で再び発生したことで被害が拡大したが、被害調査結果や、それを受けた国の耐震性に係る新たな枠組みというものはまだ発表されていない。本市としては、そうした情報をさらに収集し、また庁舎整備事業を精査する中で、適切な措置を講じ、被害を未然に防いでいきたいと考えている。

災害時の対策拠点となる本庁舎



Q 怪我人や高齢者、障がいを持った方など、多くの方が避難所に来ることが想定される。避難所に来た方々のプライバシーの保護や救援対策は考えているか。

また、指定された避難場所が震災で使用できなくなった場合、避難指定場所以外に避難しても救援物資はもらえるか。

A 避難所のプライバシー保護については、個室または隔離空間の確保、高齢者等への配慮など、多くの課題がある。この課題について、本市の避難所開設・運営マニュアルには、具体的な定めがない状況であるため、熊本地震での課題や先進事例を参考とし、より実態に即したマニュアルに修正していきたいと考えている。

避難者には様々な事情があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資や情報の提供など、必要な支援に努めなければならないと考えている。しかしながら、指定避難所以外の避難者を把握するのは困難であり、指定避難所に登録をして頂き、受け取りに来て頂くことを基本とし、高齢者、障がい者などの要配慮者については、自主防災組織、消防団等の協力を得て、支援の要否・内容等を把握し、必要な支援物資を届けられよう努力していく考えである。

Q 震災により、日本国中から多くの物資が届くと思うが、震災によって道路が崩壊してしまった場合、届いた救援物資の保管場所は。

A 届いた救援物資の保管場所については、地域防災計画において、物資集積拠点として本庁舎や西別館ではなく「スパーク白根」の屋内ゲートボール場を選定しているが、最寄りの公共施設等を使用することも検討していく。



南アルプス完熟農園について

Q 現在、破産管財人に委ねられているが強引とも思える破産手続きが行なわれた。その後の計画を考えての方法だったのか。市長の考えは。

A 破産手続きについては、早急な対応策を講じる必要があることから、苦渋の決断であった。

この時点では、株式会社南アルプスプロデュースの会社自体に運転資金が無くなり、このままだと従業員の解雇予告手当すら払えなくなる現状であった。本来は、混乱回避のため、株式会社南アルプスプロデュースが、破産の申立てをすることで、その費用もない状態であったため、やむなく債権者である市が破産の申立てをしたものである。

したがって、前もって、その後の計画を立てて、破産の申立てをしたものではない。

Q 今後も外部監査の結果を踏まえ、市長独自の考えで押し進めていく考えか。

A 本市の基幹産業である農業の振興を行うためには、6次化を推進する基幹施設は必要不可欠であると考えている。

個別外部監査は、南アルプス完熟農園が営業をしている状態の中で経営内容について財務面からのアプローチをもって分析をしていただいたものであり、今後の利用については、市6次化拠点整備事業検討委員会を立ち上げ、委員会の中で十分議論をしていただきたいと考えている。

また、議会と行政は市民に対する責任を負っているので、市議会のご協力を得る中で、お互い車の両輪のごとく進めていきたいと考えている。

桃っ子バス買い替えについて

Q 障害者差別解消法が施行されたことに伴い、リフト付バスを希望するが、市の考えは。

A 桃っ子バス買い替えについては、現在市が保有するバス3台の中で、最も運行期間が長く購入から23年を迎え、近年は修理等の経費が増加傾向にあるため、車両の入替を検討することとなった。この検討は、庁内の市有バス利用関係課打合せ会議等を開催し、市有バスの必要性について協議を行い、市有バス3台の実績として、年間運行日数の合計が600日を越える現状と利用団体の利用状況を検証した。桃っ子バスの実績は、年間運行日数が200日、その内訳は小中学校の教育活動で114日、生涯学習活動で38日、保育所の園外保育で40日という実績が確認され、運行日数の96%が、市の関係課を中心に利用されているという状況である。

これらを入替の検討材料とし協議を進めた結果、今後も市有バス3台を現状と同様に維持することが望ましいと判断し、入替車両を選定した上で、平成28年度の当初予算に計上、5月に入札を終え、現時点においては契約の締結を完了している。

なお、リフト付きバス購入については、今後の市有バス入替計画の中で、対応を考えていきたい。



購入から23年を経過した桃っ子バス

■その他の質問■

○庁舎増改築について

大地震を想定した場合の対策について



小池 伸吾 議員
(公明党)

Q 災害時において、給食センターに備蓄されている米は、避難者への食糧として供給されることになるかと認識しているが、白根・八田学校給食センターと、7月完成予定の新学校給食センターの炊飯の能力は。

A 両センターは、非常用発電機により、72時間稼動することが可能であり、両施設とも、概ね1時間に4千食分炊飯できる能力を備えている。また、白根・八田学校給食センターでは、常時、5tの米を備蓄し、災害時には、約9万個のおにぎりの配給を可能としており、新学校給食センターでは3tを備蓄予定であり、おにぎりにして、5万個を配給することが可能となる。



緊急時に備え、5tの米を備蓄している白根・八田学校給食センター

Q 被災直後の対応が最も重要であると考えますが、各備蓄倉庫の備蓄品の充実度と、配水池からの水の供給体制は万全か。

A 備蓄食料は、東海地震における被害想定を基に、発災当日から3日程度備蓄する計画としており、年次計画により備蓄を進めている。

次に、配水地の供給体制は、概ね震度5弱以上で、配水池の緊急遮断弁が自動的に作動し、市内11カ所で水道水を確保することが可能となる。全ての配水池で、緊急時のバッテリーも保有している。また、確保が可能な配水池には、緊急給水栓が配置され、給水拠点として機能させる体制を整えている。

■その他の質問■

○6次産業化(拠点を含む)について

市耐震改修促進計画について



矢崎 俊秀 議員
(市民の会)

Q 市耐震改修促進計画の耐震化目標を90%としているが90%で計画の目的は達成可能か。

A 耐震化率を100%にすることは、市民の生命財産を守る観点からも非常に重要と考えているので、平成32年度までは90%とし、その達成状況を判断する中で前向きに検討していく。

Q 耐震改修促進計画の目標値を90%に設定した経緯は。

A 本市においても、高齢者の単身または夫婦世帯が増加しており、高額な費用を負担する事が困難であることから90%とする方がより実現可能な目標値であると考えている。

Q 総合的安全政策立案の必要性は。

A 市耐震改修促進計画、空き家対策、市地域防災計画等分散されている様々な計画や施策については、市独自の統一した総合的安全政策の立案を地方分権化の観点からも、その必要性を感じているので、他市町村の事例を調査研究する中で策定について検討していく考えである。

耐震化を促進するための主な取り組み

- 木造住宅の耐震化に取り組む建物所有者への支援(無料耐震診断の実施、耐震設計および耐震改修時に関する補助制度の実施)
- 建築物防災出張講座や各戸訪問による耐震化啓発活動の実施。
- 緊急的に耐震化が必要となる建物に対する支援。(緊急輸送道路等の沿道建築物について、耐震化への支援を実施する)

■その他の質問■

○被災建築物応急危険度判定等について

資源ゴミ回収と資源回収センターについて



早田 記史 議員
(日本共産党南アルプス市議団)

Q 本年4月、資源ゴミ回収方法が変更となり白根地域の一部では混乱が生じているが、市としてどう対応していくか。

A 白根地区については、リサイクルステーション方式での回収方法を取っており、毎日24時間立会いがなく排出できていたため、今回の見直しにより、リサイクルステーションが溢れてしまう事態が発生したものである。

今後は、廃棄物の分別や排出方法等の指導・啓発を図る中で、必要に応じて説明会の開催や参考事例を紹介するなど、地域と連携し、問題が発生しないように努めていく考えである。



地域と連携し課題解決に努める、リサイクルステーション
(飯野地区)

Q 市民の利便性向上や更なる利用促進の為、仮称・中部資源センターの設置を検討するとの事だったが、その後どのような状況か。また、早期開設を求めるが市の考えは。

A 資源回収センターについては、市民の利便性の向上や更なる利用促進のため、新たな資源回収センター設置に向け、候補地の選定や収集形態などの検討と併せ、今ある南北の資源回収センターの収集状況や利用状況を精査してきた。年々利用者が増加傾向にあり、新たな資源回収センターの開設に向けて準備を進めているところである。設置場所については、地域住民の理解を得る中での設置を考えているが、来年度中の開設を目指していく。

■その他の質問■

- 高齢者タクシー利用助成制度の拡充を求める
- 犬・猫等の不妊・去勢手術費用の補助制度創設について

農林業の振興対策について



清水 重仁 議員
(創政クラブ未来)

Q 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のアクションプランの「南アルプスブランド戦略事業」に、あんぼ柿を取り入れる案を検討するとの事であるが、その後の対応は。

A 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のアクションプランを担当している政策推進課と協議調整を図ったところ、アクションプランの事業内容欄の施設整備支援の項目にあんぼ柿の乾燥施設を追加することで対応していきたいと考えている。

文化財の宣伝効果について

Q 観光資源としての「大笹池」や「元滝」の整備についての考えは。

A 危険性が指摘されている「元滝」周辺の整備については、河川管理者である県との協議を進め、より安全性に配慮した整備について検討していきたいと考えている。

「大笹池」については、登山道も含め、引き続き、清良平の保全対策の基本方針に基づき、自然環境の保護・保全策と併せて、遊歩道などの環境整備を進め、市民や子どもたちへの身近な環境教育の場としての活用や観光資源としてエコツーリズムの導入を図るなど、その体制づくりや宣伝手法について、庁内関係課や地元山友会、県をはじめとする関係機関と連携しながら検討していきたいと考えている。



クリンソウが咲くなか開催された春の自然観察会

■その他の質問■

- 市のシンボルとなる「市の花」「市の木」の制定について

適材適所の職員配置 について



飯野 久 議員
(創政クラブ未来)

Q 機構改革と重要施策に連携した適正人事をしているか。

A 重点施策を推進できるようヒアリングや自己申告書を基に職員配置を適正に行っている。

登録後のユネスコエコパークの 活用について

Q 活用計画を樹立し協議会を設立し具体的にどのように進めるか、また教育面での活用についてはどのように進めるか。

A 活用計画や協議会を立てる考えはない。教育部門では、将来ユネスコスクールに全校加盟し現在芦安中で実施している国際ネットワークを取り組みたい。

子育てに関する事業について

Q 子育て事業を特集記事により広報し、シンボル化した「ラヴィ」および「子育てに優しい街」宣言することにより移住定住化を促進し人口減少対策とする考えはあるか。

A 多様な子育てに関する事業を広くわかりやすく知らせるため、広報7月号で特集する。宣言は第二次総合計画にないことから考えはない。また、「ラヴィ」のシンボル像は時期尚早である。

【提案事項】

- 重点事業についての職員配置の見直しが必要である。
- 市長公約のエコパーク事業の積極的な展開を求める。
- 子育て支援に関する事業のシティーセールス展開を求める。

南アルプス完熟農園 破産手続申請後の 対応と経過は



名取 常雄 議員
(かがやき21)

Q 南アルプス完熟農園の破産手続により、地権者に対して、借地費を補償費として市が28年度に限り補償することで3月定例会での議決がされたが、この契約上の補償人数が何名で、これまでに何人の補償費を支払ったか。

A 地権者の総数は、112人であり、これまでに「支払依頼書」の返送があった105人については、5月20日に、支払いをしたところである。

なお、7人の方からは「支払依頼書」の提出がないため支払いは行っていないが、提出していただいた段階で支払う予定である。

Q 前回の3月定例会では、今後地権者への補償費の説明や、対応策など現状での考えを説明するとしていたが、実施したか。実施していれば、その内容は。

A 現在、南アルプス完熟農園については、裁判所による法的整理に入っており、契約行為等はすべて破産管財人の管理下にあり、市が地権者への説明会や地代の支払いについての権限がないため破産管財人からその行為を止められたところである。

しかしながら、破産管財人の理解を得る中で、今回の地権者への地代の支払いについては、破産管財人から地権者へ通知をすることによって支払いが可能となった。

南アルプス完熟農園（撮影：H28.1月）



創政クラブ未来

●会派のメンバー

代表：深澤 米男

向山 敏宏、石川 壽、西野 浩蔵、清水 重仁
穴水 広、飯野 久、中込 恵子



佐久市議会棟前にて
(前列左は佐久市・小林貴幸議長)

【視察の目的】

- ①人口問題に関する取り組みについて
- ②健康長寿のまちづくりについて

【視察の内容】

①新潟県南魚沼市 (H27.11.18)

これまで工場誘致し省力化農業による余剰労力を振り分けていたが、大学進学率が向上し工場での労働力では、満足度が十分ではなくなり、地域へ若者が流出している現状から若者を呼び寄せるために研究、企画関連産業を誘致する施策を企画した。

【施策】

工場誘致ではなく、付加価値を有する専門職の誘致を踏まえ「メディカルタウン構想」と「プラチナタウン構想」を市長を中心に立案した。

(1) メディカルタウン構想

南魚沼市での医療機関再編の核としての県立魚沼基幹病院の誘致をきっかけに市全体で周辺に医療関連産業を集積し雇用機会を拡大する。

(2) プラチナタウン構想

第二の生きがいを求めて行動するシニア世代を首都圏から呼び込み、福祉、健康関連産業を民間投資により、誘致し人口増と併せて雇用拡大を図る。

②長野県佐久市 (H28.2.15)

佐久市は、塩分の取りすぎなどから、昭和36年には脳卒中死亡率が全国1位となり、対策を取り始めた。また、学校での血液調査からコレステロールの値が高いことも判明し、学童思春期時代の生活習慣病対策も強化した。

【対策】

佐久市食生活改善推進協議会をつくり～私たちの健康は、私たちの手で～をスローガンとして、

1. ヨガ・タオル体操・ウォーキングなども実施
2. 離乳食教室「もぐもぐできるかな」試食づくり
3. ぴんころ運動推進運動
 - ・腹八分目
 - ・好き嫌いをしない

- ・たんぱく質を食べる
- ・野菜を食べる
- ・塩分を取り過ぎない
「1食、3～4g」

以上の点からピンころ食が誕生。



観光地としても有名な「ぴんころ地蔵」
(佐久市内の長寿地蔵尊)

【視察の成果】

①南魚沼市・井口一郎市長との対話の中で「発想力」「指導力」更に「人材の活用」を痛烈に感じ、単なるワンマンでないことを感じた。本人口増計画は、他市町村と同じ事を実施したのでは効果が薄いことを熟慮の上、南魚沼市独自の発想や手法を持って計画したものとする。

これには強いリーダーシップと市長が永年培ってきた人脈がうかがえる。本市の場合、一期ごと交代してきた市長であることと比較すると堅実感はあるが、思い切って行動できないもどかしさを感じた。特に人口問題対策は喫緊の課題であることから、行政、議会、市民一体となった実行が望ましい。

②本市議会でも会派の中込恵子議員が、減塩について質問をしてきたが、佐久市に見られるように塩分の取りすぎは身体に重大な影響を及ぼすことから、本市全体で認識し幼少期から高齢者に至るまで長期的な対策を取ることが必要である。

「健康長寿都市宣言」や「スポーツ都市宣言」などを含め「健康長寿のまち」づくりに会派として、また議会として取り組んでいきたい。

◆創政クラブ未来 他視察研修

- 長野県大町市 (H27.11.19)
 - ・定住促進事業の取り組みについて
- 埼玉県春日部市 (H28.2.16)
 - ・シティセールス事業について

政務活動 報告

公明党

●会派のメンバー

代表：齊藤 博明

河野 木綿子、小池 伸吾



障害者千人雇用センターにて

【視察の目的】

- ①「障害者千人雇用事業」
- ②「6次産業事業であるオリーブ栽培」
について学んできました。障害者の就労支援と、農業の6次産業化の推進について、先進的な取り組みを視察致しました。

【視察の内容】

①岡山県総社市（H28.5.16）

総社市では、新設の県立支援学校が隣の倉敷市に決定したことを契機に、支援学校を卒業した後の働く場所は、総社市が担う、という強い決意のもと、平成23年度から「障害者千人雇用」（平成27年度までの5カ年計画）を開始。「就労支援ルーム」を設置し「ハローワーク総社」に市職員2名が常駐。「障害者千人雇用推進条例」を制定し、障害者千人雇用実現のための基本的事項や市、企業、市民の役割を明文化。障害者と企業の出会いの場づくりとして、市主催の障害者就職説明会の開催。「障害者千人雇用センター」の設置。さらに、福祉的就労から一般就労へ移行し、6カ月以上経過した方に10万円を支給する「就労移行支援金制度」の創設等、実施してきた結果、当初180人であった就労者数は平成28年4月現在で909人になっています。

②香川県小豆島町（H28.5.17-18）

小豆島におけるオリーブの歴史は古く、明治にさかのぼります。明治41年、魚介類の保存のため（イワシのオイル漬けカンズメ）オリーブオイルの自給を目指した政府は、三重、香川（小豆島）、鹿児島 の3県で試作したところ、小豆島だけが栽培に成功したのが契機となりました。しかし、昭和になって輸入の自由化や、農薬の使用禁止による害虫被害の増大などで、昭和39年をピークに急速に減少。130haあった栽培面積は34haにまでなっていました。

平成に入ってからイタリア料理や、健康食品ブームが起り、平成15年「オリーブ振興特区」の認定を受けることにより、醤油業者等の企業がオリーブ

栽培に参入、平成23年には、「オリーブトップワンプロジェクト」を立ち上げ、翌年には「オリーブを用いた健康長寿の島づくり事業」に着手。34haだった栽培面積は現在141haに増加。全国の約40%を占めるまでに発展しています。

【市への提言】

金丸市長が福祉に力をいれるといわれているこの時こそ、総社市の「障害者千人雇用」のような、他ではやっていないこと、こんなことができるのか、というような施策に取り組んでいただきたい。今回、本気になって取り組めば、無理だと思ふようなことも可能になることを学びました。6次化についても、先進地といわれるような事業を必ずすることができると思います。私達も良き施策に対しては、全力で協力し推進してまいりたいと思います。

【総括】

今回の視察研修を通して感じたことは、施策の違いはあるにせよ、いずれも市長の熱いおmoiが出発点となっていること。また、そのおmoiに呼応して職員が一生懸命取り組んでいることが、ひしひしと伝わってきました。さらに、そうした姿を見て、市民も一体となって、さらなる拡大、発展をしている。ある意味理想的な形であると思いました。本市においても、市長が本気になって、職員と取り組んだとき、議会は勿論のこと、市民も団結をして、素晴らしい南アルプス市を構築して行くことができると、確信しました。



小豆島オリーブ園での研修の様子

■平成27年度 議長交際費の支出状況をお知らせします

(単位：円)

項目 支出先	会費・協力		お祝い		弔 慰		お見舞い		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
各種団体	14	95,046	4	20,000					18	115,046
その他					4	116,530	1	10,000	5	126,530
合 計	14	95,046	4	20,000	4	116,530	1	10,000	23	241,576

※平成27年度の市民香典費（交際費とは別）は24件で、190,000円となりました。

■平成27年度 政務活動費の収支をお知らせします

政務活動費とは、地方自治法に基づき、南アルプス市政務活動費の交付に関する条例を定めて、議員が調査研究に使うために必要な経費の一部として、会派に交付される経費のことです。

●平成27年度政務活動費収支一覧表（平成27年4月～平成28年3月） (単位：円)

会 派 名	会 派 人 数	交 付 額	支 出 額						支 出 額 合 計
			研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費	広 報 費	会 議 費	
新生改革クラブ (9月11日解散)	5	450,000		354,795					354,795
一 期 会 (9月11日解散)	4	360,000		354,795		3,672			358,467
創政クラブ未来 (9月11日結成)	9→ 8	780,000		653,950		18,104			672,054
かがやき21	5→ 4	885,000		337,050					337,050
公 明 党	3	540,000		367,739					367,739
日本共産党 南アルプス市議団	2	360,000					360,000		360,000
市 民 の 会	2	330,000		154,142					154,142
合 計	---	3,705,000		2,222,471		21,776	360,000		2,604,247

- 交付額は月額15,000円を会派の人数に乗じた金額となります。
- 交付額に残額が生じた場合は、市に返還となります。(平成27年度は合計で、1,100,753円が返還されました。)
- 創政クラブ未来:1月30日付で1名減、かがやき21:3月20日付で1名減と会派の人数変更がありました。

■平成27年度 他県・市議会行政視察受入状況

本市議会では、各種事業について他県・市議会関係者の皆さまからの行政視察の受入を行なっています。平成27年度は、下表のとおり、全国から6団体の議会議員の方々が、本市が現在行なっている各種事業の内容などについて視察されました。

視察受入日	自治体名称	委員会・会派名称等	人数	行政視察内容	事業所管課（室・局）
7月15日	鳥取県 鳥取市議会	公明党鳥取市議団	6	地域ケア会議について	保健福祉部 福祉総合相談課
11月13日	茨城県 つくば市議会	安全・安心調査特別委員会	10	南アルプス市地域防災計画について	総務部 危機管理室
11月26日	鳥取県議会	鳥取県議会公明党議員	1	南アルプス市における「MなびAR」の取り組みについて	教育委員会 文化財課
1月21日	山梨県 北杜市議会	議会広報編集委員会	13	議会だよりの編集について	議会事務局
2月2日	新潟県 新潟市議会	民主にいがた	1	「フードバンク山梨」の取り組みについて	保健福祉部 福祉総合相談課
2月17日	兵庫県 豊岡市議会	日本共産党・あおぞら豊岡市会議員団	3	金山沢川水力発電所整備事業について	市民部環境課

■市民と議員との懇談会～開催地域から出された意見等について～

市議会では一人でも多くの方々に私たちの活動内容について知っていただくため、平成26年からシティーミーティングという名称を改め「市民と議員との懇談会」として、小学校区を一つの単位として開催しています。今回は、5月に南湖小学校区で実施しましたので、市民の方からいただいた意見等を紹介させていただきます。

南湖小学校区 5/8(日) 参加者27名

【質問・意見】

- ①何故、住民投票を行ったのか。市長選で決着が着いていたのでは無いか。
- ②住民投票にはいくらかかったのか。
- ③リニアについて、田島区は真ん中を通り地域が分断される。議会としてどのような対応をするのか。
- ④南アルプス市でも熊本県のような災害が発生した場合、自宅で介護されている人を受け入れることができるか。
- ⑤南アルプス完熟農園は8億円くらいかけて作ったのに、何故、数カ月で破産してしまったのか。
- ⑥南アルプス完熟農園には、県人会からも多くの出資がされている。故郷を思えばこそと出資してくれた人達は、どうなるのか。

【要望】

- ①政務活動費について、国会議員の政務活動費に比べると、本当に少ないと思うが、一般人にわかるように常日頃から説明してほしい。

- ②市長と議員はもっと市や市民のことを考えてやって欲しい。
- ③横川の樋門の維持管理が不十分なので、モーターポンプを増やすなど何とかして欲しい。市をあげて県や国に働きかけて欲しい。
- ④滝沢川は水と一緒に砂利が流れてきて、西南湖橋、泉橋、戸田橋、滝沢川大橋とどんどん水位が上がって来ている。過去に砂利をとってもらったこともあるが、一年で元通りになってしまう。毎年砂利を取ってもらいたい。



南湖小学校区での開催の様子

要望事項としてご意見いただきました「横川の樋門」「滝沢川の土砂問題」などについて、南湖小学校区担当議員により、現地視察を行ないました。

市民の皆様からのご意見、ご要望は、議員間討議を行い、今後の政策提言に役立てていきます。

本市議会は、「開かれた議会」をテーマとした多くの活動を実施しています。その一例として、本議会以外にも各常任委員会や政務活動報告会などを傍聴していただけるよう、広く一般公開しています。

定例会のようすは各ケーブルテレビ局の行政番組でも見ることができます。放送予定詳細につきましてはホームページなどでお知らせしていますので、ぜひご覧ください。

また、小学校区を単位とした「市民と議員との懇談会」を自治会の協力により開催し、議会報告会とともに、多くの方々の意見もいただいています。さらに、これらの情報を議会だよりに掲載しますので、お読みになった感想や市議会に対する率直な意見等をお寄せください。

定例会の審議風景



市民と議員との懇談会の様子

【募集要項】

- 市議会に対する意見や議会だよりの感想等は、400字以内にまとめてください。特に様式はありませんので、議会事務局かお近くの議員にお気軽にお渡しください。
(メールやファックスでの受付可)
- 「市長への手紙」とは異なりますので、市の事業や議会からの回答を必要とする質問事項、さらには、議員個人や特定の会派等を誹謗中傷するものについては、お受けできません。あらかじめご了承ください。

- 提出していただいた意見や感想等については、返却できません。また、議会だより編集委員会において協議を行い、建設的なものについては、議会だよりにおいて紹介（掲載）させていただきます。なお、連絡は、掲載が決まった方のみとさせていただきます。

【提出先】

〒400-0395 小笠原 376
南アルプス市議会事務局 宛
FAX.055-282-6459
e-mail : gikai@city.minami-alps.lg.jp

本会議、各常任委員会、各会派の活動報告などの議会活動を公開しています。議会活動はいつでも傍聴できます。



議会だより編集委員会

- | | | | | | | | |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 委員 |
| 副委員長 | 副委員長 | 副委員長 | 副委員長 | 副委員長 | 副委員長 | 副委員長 | 副委員長 |
| 浅野 伸二 | 小林 敏徳 | 斉藤 論 | 小池 伸吾 | 早田 記史 | 清水 重仁 | 向山 敏宏 | 向山 敏宏 |

中部横断自動車道の建設工事が進んでいる。六つの新しいインターチェンジ（IC）の名称も決まり、徐々に道が延びていく富士川沿いの光景は新しい時代の到来を描きだしている。

先頃の新聞記事によると、国土交通省の2016年度の公共事業予算配分で、国施行の「富沢」―「六郷」間28キロに事業費33.5億円が計上された。前年度より22億円増で2017年度開通を目指して橋梁やトンネル工事を行なうという。

「白根」「南アルプス」の二つのICがある私たちの市にとっても、その経済効果が気になるところだ。

単なる利便性の向上だけでなく、観光や産業振興策をはじめ、市の発展へどう生かしていくか。ソフト面でも新しい「道」を拓けるよう、取り組みの輪を広げたい。

編集後記